

岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年六月二十三日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「第二条の二第九項」を「第二条の二第十項」に改める。

第五十三条第一項中「限る。」の下に「(次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域(第二号において「市街化調整区域」という。))のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第五十五条第一項において「特定区域内住宅」という。))の新築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))を除く。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第三十七条の十八第一項に規定する期間が五年以上であるものうち同条第二項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。)

イ 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域で施行規則第七条の六第一項に規定するもの

ロ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域で施行規則第七条の六第三項に規定するもの

第五十三条第三項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に、「第三十七条の十八第二項」を「第三十七条の十九第二項」に、「第三十七条の十九第三項」を「第三十七条の十九第三項」に改め、同条第九項中「第一百八条の二十五の三第三項」を「第一百八条の二十五の二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第十項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第一百一十一条」を「第一百一十一条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「住宅（」の下に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第七条第七項中「認定事業」の下に「（その事業区域の全部又は一部が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、施行令附則第七条第十一項に規定する要件を満たすものに限る。）」を加え、「平成二十七年四月一日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日」に改め、同項ただし書中「同法」を「都市再生特別措置法」に改め、同条第八項中「の新築を」を「（第五十三条第一項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和十一年四月一日から」に改め、「まで」の下に「の間」を、「取得が」の下に「令和十一年四月一日から」を加え、同条第十四項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改める。

附則第九条の二の二第三項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十三条の二の二第三項」を「附則第三十三条の二の三第三項」に改め、同条を附則第九条の二の三とし、附則第九条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第九条の二の二 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項、附則第十一条の六及び附則第十一条の六の二第二項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この

項、附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第十一条の六第三項及び附則第十一条の六の二第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第十八条第一項第六号及び第三十七条の十二の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十三条の二の二第三項に規定するところによる。

附則第十条の二第三項中「及び第七項」を、「第四項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に、「定める」を「規定する」に改める。

附則第十一条の六第一項中「同条第五項第一号に規定する」及び「（以下この項及び次項において「非課税口座」という。）」を削り、同条第二項中「。以下この項」及び「金額（以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「附則第三十五条の三の二第三項」を「附則第三十五条の三の二第四項及び第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の二第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定するところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定め

られた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の第十四第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ(1)(i)に規定する租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第三十二項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第六号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

附則第十一条の六の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十一条の六の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の第十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十七条の十四に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の三第二項から第四項までに規定す

るところによる。

附則第十一条の七第三項第二号中「(昭和三十二年政令第四十三号)」を削り、同条第五項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十五条の三の三第五項」を「附則第三十五条の三の四第五項」に改める。

附則第十一条の八第三項中「に定めるもののほか、これら」を削り、「附則第三十五条の三の四第三項」を「附則第三十五条の三の五第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条の九 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第十八条の六の四第一項に規定するところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により適用される法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の六第二項及び第三項に規定するところによる。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第十一条の十 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第二十七条第一項又は第三項の規定による申告書(次項の規定により適用される法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法附則第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、施行令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗

号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の七第二項から第六項までに規定するところによる。

(岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例(平成十六年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四百四十二条第一号」を「第四百四十二条第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中岐阜県税条例附則第十条の二第三項の改正規定及び附則第二項の規定 令和十年一月一日

三 第一条中岐阜県税条例第五十三条第一項及び第三項、第五十五条第一項並びに附則第七条第八項の改正規定並びに附則第四項、第五項及び第七項の規定 令和十一年四月一日

四 第一条中岐阜県税条例附則第七条第七項及び第十四項の改正規定並びに附則第六項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二十三号)の施行の日

五 第一条中岐阜県税条例第五十三条第九項及び第十項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中岐阜県税条例附則第十一条の八の次に二条を加える改正規定及び附則第三項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第

号)の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条による改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)附則第十条の二第三項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第十一条の九及び附則第十一条の十の規定は、附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第五十三条第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第五十五条第一項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第七条第七項の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第七条第八項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例を定める等のため、この条例を定めようとする。

